

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年6月 4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県議会議員会館電話交換設備更新工事
- (2) 実 施 場 所 岩手県議会議員会館
盛岡市内丸7番10号
- (3) 期 間 契約締結日から令和2年10月30日まで
- (4) 仕 様 等 仕様書による

2 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年6月26日(金) 午前11時
- (2) 場所 岩手県議会 1階 大会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者又はいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項(契約の履行の確保)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 4に定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) (4)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札日現在で、岩手県の2019・2020年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿のうち、電気設備Aで掲載されている業者であること。
- (8) 申請書の提出年月日から起算して過去2年以内に、当該業務と同種の業務を履行した実績を有すること。
- (9) 盛岡市に本店、支店又は主たる営業所を有すること。

4 入札参加申請に関する事項

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の書類を令和2年6月17日（水）午後5時までに岩手県議会事務局総務課あてに各1部提出すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】
 - イ 業務履行実績調書【様式第2号】
 - ウ 資本関係・人的関係に関する届出書【様式第3号】
 - エ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。）
- (2) (1)による入札参加資格の確認結果については、令和2年6月22日（月）までにファクシミリで通知する。

5 入札保証金

免除する。

6 入札説明書等の配付

- (1) 配付場所及び問い合わせ先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県議会事務局総務課
電話番号 019-629-6006（直通）
- (2) 配付期間
令和2年6月4日（木）から令和2年6月17日（水）までの平日午前9時から午後5時まで。
なお、入札説明書等は、岩手県のホームページからダウンロードすることも可能であること。

7 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) その他入札の詳細については入札説明書に示すとおりとする。
- (5) 現場確認を要する場合は、入札説明書に示す連絡先に連絡のうえ日程を調整すること。